



AIU 住まいの火災保険(家財専用) リビングサポート保険

AIU INSURANCE COMPANY



はじめに

リビングサポート保険とは

家具や電化製品などの大切な家財は、
火災や盗難などの、リスクにさらされています。
リビングサポート保険は、大切な家具、家電、
お気に入りの衣類などの、
さまざまな事故による損害を補償する保険です。



大切な家財を補償します。

家具・電化製品・衣類や腕時計といった身の回り品など、さまざまな事故による損害を補償します。

■ 保険の対象となる家財について



タンス、ソファ、テーブル
じゅうたん、本棚、鏡台
チェスト、イス …など



スーツ、コート、シャツ、スカート
ワンピース、セーター、時計、靴
カバン、アクセサリー …など



テレビ、DVD、ゲーム機、冷蔵庫
洗濯機、掃除機、パソコン、
ゲームソフト …など



食器、なべ類、食器棚、花びん
スタンド、タオル、布団、
シーツ、毛布 …など

安心の新価（再調達価額）実損払方式です。



万一、家財に損害が発生した場合、ご契約金額を上限として、同等のものを新たに購入するのに必要な金額を補償します。

- ①美術品等について補償の対象となる損害が生じた場合で、1個または1組ごとの損害の額が時価額を基準として30万円を超える損害が生じたときは、1個または1組ごとに損害の額を30万円とみなして保険金をお支払いします。
- 新価(再調達価額)…新価(再調達価額)から「使用による消耗分」を差し引いた額のことをいいます。
- 時価額…新価(再調達価額)から「使用による消耗分」を差し引いた額のことをいいます。ただし、美術品等の場合は保険の対象と同等のものの市場流通価格をいいます。

大家さん・他人への賠償責任を補償します。

借家人賠償保険

賃貸住宅にお住まいの方向

偶発な事故で、お住まいの賃貸住宅の部屋に損害を与えてしまい、大家さんに対して法律上の賠償責任が発生した場合に、入居者が損害賠償金を負担しなければならない場合があります。リビングサポート保険には、こうした際の損害賠償金を補償する「借家人賠償保険」がセットされています。

個人賠償保険

日本国内において、日常生活で他人にケガを負わせたり、他人のものを壊してしまったりして法律上の賠償責任が発生した場合に、損害賠償金を補償する「個人賠償保険」がセットされています。



リビングサポート保険なら
こんなときも安心です

同居人も補償対象です。 ルームシェアリングや結婚前の同居なども安心です。

リビングサポート保険の補償を受けられる人(被保険者)は、「同居人(賃貸借契約上の借主および同居人に限ります。)」も含まれます。

引越時の万一の 保険手続きモレにも安心です。

被保険者の転居により、保険の対象である家財の全部を他の場所に移す場合、移転日からご通知いただくまでの期間も補償します。

①住民票の転出日である移転日の翌日から30日以内にご通知いただいたときに限ります。

従業員の入れ替わりに伴う 保険手続きを不要にできます。

法人等のご契約に「法人等契約の被保険者に関する特約」をセットすることで、「法人等の役員または従業員で、保険証券記載の住宅に居住する方」が自動的に被保険者となります。従業員の入れ替わりの際にも被保険者変更の手続きをする必要はありません。

①個人事業主の場合でもこの特約をセットいただけます。

CONTENTS

はじめに

リビングサポート保険とは

P1

リビングサポート保険の補償

保険金をお支払いする主な場合

保険金をお支払いできない主な場合

地震保険

地震への備えは「地震保険」で

P3~

ご契約にあたって

ご契約タイプをお決めください

P6~

重要事項説明書 (契約概要・注意喚起情報)

P8~

リビングサポート保険の補償

家財の補償

家財に以下の事故が起こったときに、損害の額を新価（再調達価額）を基準にしてご契約金額を限度に、損害保険金をお支払いします。

① 火災、落雷、破裂・爆発



火災、落雷または破裂もしくは爆発によって保険の対象である家財について損害が発生した場合

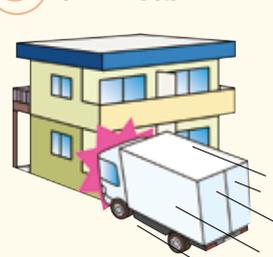
② 風災・雹災・雪災



風災、雹災または雪災によって保険の対象である家財について損害が発生した場合

❶ 吹込み損害は、住宅の外側の部分の破損によって生じた場合に限り、雪災の損害は、複数の損害が別々の事故によることが明確でない場合は、1回の事故とします。

③ 住宅外部からの物体の落下・飛来・衝突等



住宅の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または住宅内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触によって、保険の対象である家財について損害が発生した場合

④ 給排水設備や他の戸室の事故による水濡れ



給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れによって保険の対象である家財について損害が発生した場合

⑤ 騒擾、労働争議に伴う暴力・破壊行為



騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって保険の対象である家財について損害が発生した場合

⑥ 盗難



盗難によって保険の対象である家財について盗取、損傷または汚損の損害が発生した場合

❶ 屋外にある間の盗難は対象になりません。

⑦ 通貨等の盗難

保険証券記載の住宅内における次に掲げるもののいずれかの盗難によって損害が生じた場合

- 通貨・小切手・切手・印紙（20万円限度）
- 預貯金証書（200万円または家財のご契約金額のいずれか低い額が限度）
- 乗車券等（5万円限度）



⑧ 水災



水災によって保険の対象である家財に再調達価額の30%以上の損害が生じた場合や、その家財を収容する住宅が、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被ったため、保険の対象である家財に再調達価額の30%未満の損害が生じた場合

⑨ ①～⑧以外の不測かつ突発的な事故（破損・汚損等）



不測かつ突発的な事故によって保険の対象である家財について損害が発生した場合（自己負担額3万円）

❶ 給排水設備に生じた事故を含みます。

⑩ 引越中の家財の事故



保険の対象である家財を収容している住宅から転居先の住宅へ運送中の事故（日本国内）により損害が発生した場合（1事故100万円限度）

❶ 水災、通貨・預貯金証書などの盗難事故は対象となりません。
❷ 「法人等契約の被保険者に関する特約」をセットした場合は対象となりません。

費用補償

損害保険金以外にも、各種費用保険金をお支払いします。

借戸室修理費用保険金

保険金をお支払いする場合

偶然な事故で借戸室が破損し、被保険者が賃貸借契約に基づきまたは緊急的に自己の費用で修理した場合にお支払いします。たとえば、給排水管の凍結や目詰まりで損害が生じた場合に、復旧に必要な修理費用を保険金としてお支払いします。ただし、借家人賠償保険によって保険金をお支払いする場合は除きます。

<お支払いする保険金> 実際に支出した修理費用の額をお支払いします。
【1事故につき保険証券記載の支払限度額が限度】

事故時諸費用保険金

保険金をお支払いする場合

左記①～⑤の事故により損害保険金が支払われ、臨時に費用が生じる場合

<お支払いする保険金> 損害保険金 × 10%
【1事故1世帯ごとに100万円限度】

残存物取片づけ費用保険金

保険金をお支払いする場合

左記①～⑥、⑧⑨の事故により損害保険金が支払われ、残存物取片づけ費用が生じる場合

<お支払いする保険金> 実際に支出した額
【損害保険金の10%に相当する額が限度】

地震火災費用保険金

保険金をお支払いする場合

地震もしくは噴火またはこれらによる津波が原因の火災で、家財を収容する住宅が半焼以上または家財が全焼となった場合

<お支払いする保険金> ご契約金額 × 5%
【1事故1世帯ごとに300万円限度】

損害防止費用保険金

保険金をお支払いする場合

左記①～⑩の事故による損害の発生、拡大を防止するために必要または有益な消火活動の費用を支出した場合

<お支払いする保険金> 実際に支出した額
【地震火災費用保険金の損害の発生または拡大の防止のために支出した費用を除きます。】

主な特約

幅広いリスクをカバーしています。

ドアロック交換費用補償特約

保険金をお支払いする場合

保険証券記載の住宅のドアのかぎが日本国内で盗難された場合において、被保険者がドアロックの交換に必要な費用を負担された場合

<お支払いする保険金> ドアロックの交換のために、実際に支出された費用
【1事故につき3万円限度】

臨時賃借・宿泊費用補償特約

保険金をお支払いする場合

左記①～⑥、⑧、⑨の事故により保険の対象である家財が損害を受け、その家財を収容する住宅が半損(注1)以上となった場合、またはその家財が全損(注2)となった場合

(注1)住宅の主要構造部の損害の額が、その住宅の再調達価額の20%以上となった場合、または住宅の損害を受けた部分の床面積のその住宅の延床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。

(注2)家財の損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。

<お支払いする保険金> 臨時に賃貸住宅を賃借または宿泊施設を利用したことによって生じる費用
【1か月につき10万円限度、かつ、1事故につき6か月限度】



■保険金をお支払いできない主な場合

以下の事由によって起こった損害に対しては保険金をお支払いできません。

なお、ここではすべての内容を記載しているものではないため、詳細は「保険の約款」をご参照ください。

- ご契約者、被保険者、またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- 戦争・内乱その他これらに類似の事変や暴動
- 地震・噴火またはこれらによる津波(地震火災費用保険金により一部お支払いする場合があります。地震保険のご加入をご検討ください。) など



以下のものは保険の対象に含まれません。

- ・自動車(原動機付自転車は除きます。)
- ・通貨、小切手、有価証券、預貯金証書など(通貨などの盗難を除きます。)
- ・クレジットカードや稿本、設計書、帳簿など
- ・動物、植物などの生物
- ・データやプログラムなどの無体物 など



リビングサポート保険の補償 + 地震保険

賠償責任補償

賃貸住宅にお住まいの方

大家さんに対する
賠償責任
(借家人賠償保険)

他人に対する
賠償責任
(個人賠償保険)

保険金をお支払いする場合

被保険者*の借戸室が次の事故により損害を受けた場合において、被保険者が借戸室についてその貸主にに対し、法律上の損害賠償責任を負担する場合

- ①火災、破裂または爆発 ②盗難 ③給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ
- ④上記①～③以外の不測かつ突発的な事故

＜お支払いする保険金＞ 借戸室の貸主に対する損害賠償金、訴訟費用など
【1事故につき保険証券記載の支払限度額が限度】



保険金をお支払いする場合

被保険者*が次の事故により他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担する場合

- ・住宅(保険証券記載の建物)および同一敷地内の動産の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
- ・被保険者の国内の日常生活に起因する偶然な事故

＜お支払いする保険金＞ 被害者に対する損害賠償金、訴訟費用など
【1事故につき保険証券記載の支払限度額が限度】



※賠償責任補償における被保険者とは、本人のほか次のいずれかに該当する方です。

- ①本人の配偶者 ②本人またはその配偶者の同居の親族 ③本人またはその配偶者の別居の未婚の子 ④①～③以外の本人の同居人

■保険金をお支払いできない主な場合

次のいずれかに該当する事由によって生じた損害については保険金をお支払いできません。
なお、ここではすべての内容を記載しているものではないため、詳細は「保険の約款」をご参照ください。

- 被保険者の業務に直接起因する損害賠償責任
- もっぱら被保険者の業務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 被保険者相互間で発生した事故に起因する損害賠償責任
- 被保険者が借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する損害賠償責任(借家人賠償保険のみ) など



地震保険(オプション)

地震への備えは「地震保険」で

リビングサポート保険だけでは、大切な家財について、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする損害は補償されません。地震保険を合わせてご契約いただくことをおすすめします。

保険金をお支払いする場合

地震もしくは噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする火災、損壊、埋没または流失によって保険の対象である家財に生じた損害が、「全損」「大半損」「小半損」または「一部損」に該当した場合に、保険金をお支払いします。保険金は、実際の修理費ではなく、損害の程度(※1)に応じて地震保険のご契約金額の一定割合(100%、60%、30%または5%)をお支払いします。

お支払いする保険金

損害の程度(※1)	お支払いする保険金(※2)
全 損	地震保険のご契約金額の100%(時価限度)
大 半 損	地震保険のご契約金額の60%(時価の60%限度)
小 半 損	地震保険のご契約金額の30%(時価の30%限度)
一 部 損(※3)	地震保険のご契約金額の5%(時価の5%限度)

(※1) 損害の程度の認定は、「地震保険損害認定基準」に従います。「地震保険損害認定基準」についてはご契約のしおりをご参照ください。

(※2) 1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が11兆3,000億円を超える場合、お支払いする保険金は、算出された支払保険金総額に対する11兆3,000億円の割合によって削減されることがあります。(2016年8月現在)

(※3) 損害の程度が一部損に至らない場合は、保険金をお支払いできません。

保険金をお支払いできない主な場合

- ・ご契約者、被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害
- ・地震等の際における保険の対象の紛失または盗難
- ・戦争、内乱などによる損害
- ・地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害 など

地震保険の割引制度

地震保険には住宅の免震・耐震性能に応じた保険料の割引制度があります。詳しくは7ページ[ご契約にあたって ②地震保険の割引について]をご参照ください。

地震保険料控除制度

- ・ご契約者が個人の場合、払い込みいただいた地震保険料のうち、所定の金額については、税法上の地震保険料控除の対象となります。
- ・下記は2016年8月現在の税法上の取扱概要を記載したものです。今後の税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。



概 要	所得税の取扱い		住民税の取扱い	
	対象契約	地震保険		
	控除額	最高5万円	最高2万5千円	
	控除対象額	払込地震保険料の全額(※4)		払込地震保険料の半額(※4)

(※4) 地震保険の保険期間が1年を超える場合(地震保険長期契約)で、一括で保険料を払い込みいただいた場合には、払い込みいただいた保険料を地震保険の保険期間で除した額が毎年の控除対象額となります。

ご契約にあたって

1.ご契約タイプをお決めください

リビングサポート保険は、契約タイプセット販売方式となっております。ご契約タイプは、家財の再調達価額を基準にお選びください。

■再調達価額の算出方法

お客さまが所有されている家財を積算によりお見積りください。なお、世帯主の年齢・専有延床面積をもとに、下表を使って簡易的に再調達価額を算出することもできます。

参考：〔平均的な家財の再調達価額の例〕(単位:万円)

専有延床面積 世帯主年齢	40㎡以上 50㎡未満	50㎡以上 60㎡未満	60㎡以上 70㎡未満	70㎡以上 80㎡未満	80㎡以上 90㎡未満	90㎡以上 100㎡未満	100㎡以上 110㎡未満	110㎡以上 120㎡未満	120㎡以上 130㎡未満	独身世帯
29才以下	523	602	683	696	709	722	734	745	757	300
30才～34才	683	782	883	896	909	922	934	945	957	
35才～39才	931	1,061	1,193	1,206	1,219	1,232	1,244	1,255	1,267	
40才～44才	1,115	1,268	1,423	1,436	1,449	1,462	1,474	1,485	1,497	
45才～49才	1,259	1,430	1,603	1,616	1,629	1,642	1,654	1,665	1,677	
50才以上	1,331	1,511	1,693	1,706	1,719	1,732	1,744	1,755	1,767	

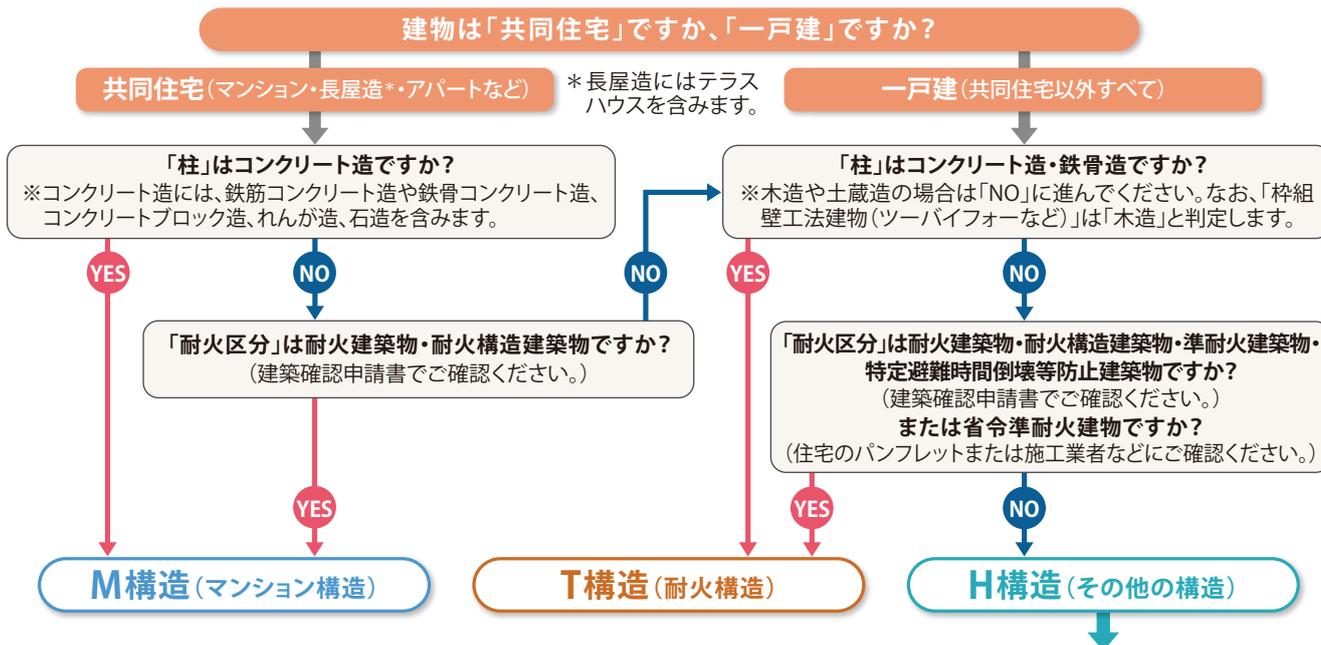
上表には美術品等で、1個または1組の価額が30万円を超えるものは含まれていません。別途、時価で評価します。

2.地震保険をご契約の場合は、以下をご確認ください

※地震保険だけではご契約できません。

①構造級別について

リビングサポート保険の保険料は建物の所在地、構造には関係なく全国同一の料率となっております。ご契約金額、保険期間などによって決定されます。一方、地震保険の保険料は建物の所在地・構造などによって決定されますので、以下のフローチャートにて構造級別をご確認ください。



前契約の満期に合わせてご契約を更新される場合のみご確認ください。

前記フローの結果「H構造」と判定された場合で以下のいずれかに該当するときは、ご契約にあたり取扱代理店または弊社までお申し出ください。

①【外壁】が「コンクリート(ALC版、押出成形セメント板を含む)造」、「コンクリートブロック造」、「れんが造」または「石造」である建物 ②土蔵造建物

耐火建築物	建築基準法に定める耐火建築物をいいます。建築確認申請書第四面【5.耐火建築物等】の欄で確認できます。
耐火構造建築物	建築基準法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物のうち特定避難時間倒壊等防止建築物以外のものをいいます。建築確認申請書第四面【5.耐火建築物等】の欄の「耐火構造建築物」がチェックされています。
準耐火建築物	建築基準法に定める準耐火建築物をいいます。建築確認申請書第四面【5.耐火建築物等】の欄で「準耐火建築物(イ-1)」、「準耐火建築物(イ-2)」、「準耐火建築物(ロ-1)」、「準耐火建築物(ロ-2)」のいずれかが確認できます。
特定避難時間倒壊等防止建築物	建築基準法施行令に定める特定避難時間倒壊等防止建築物をいいます。建築確認申請書第四面【5.耐火建築物等】の欄の「特定避難時間倒壊等防止建築物」がチェックされています。
省令準耐火建物	「省令準耐火建物」とは、建築基準法で定める準耐火構造に準ずる防火性能を持つ構造として、住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)が定める基準に適合する住宅をいいます。なお、同機構の「まちづくり省令準耐火建物」はこれに該当しません。確認方法としては以下の方法があります。 ①パンフレット・設計仕様書等に「省令準耐火」または「省令簡耐」の記載がある。 ②住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)等特約火災保険の保険証券に「省令準耐火」または「省令簡耐」である旨の記載がある。 ③上記①②の資料がない場合、住宅メーカー・施工業者などに問い合わせでご確認ください。

(2016年8月現在)

はじめに

リビングサポート保険の補償

リビングサポート保険の補償
+ 地震保険

ご契約にあたって

重要事項説明書
(契約概要・注意喚起情報)

ご契約にあたって

②地震保険の割引について

地震保険は所定の条件を満たす場合、確認資料をご提出いただければ下記の割引制度が適用できます。

割引(注)	割引率	適用できる条件	確認資料
建築年割引	10%	1981年(昭和56年)6月1日以降に新築された建物である場合	<ul style="list-style-type: none"> 建物登記簿謄本、建物登記済権利証、建築確認書、検査済証などの公的機関等^{※1}が発行^{※2}する書類(写) 宅地建物取引業者が交付する重要事項説明書(写) (ただし、いずれの資料も記載された建築年月等により昭和56年6月1日以降に新築されたことが確認できるものが対象です。) <p>※1 国、地方公共団体、地方住宅供給公社、指定確認検査機関等 ※2 建築確認申請書(写)など公的機関等に届け出た書類で、公的機関等の受領印・処理印が確認できるものを含みます。</p>
耐震等級割引	等級1:10% 等級2:30% 等級3:50%	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)を有している場合 国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」に基づく耐震等級を有している場合 	<ul style="list-style-type: none"> 品確法に基づく登録住宅性能評価機関^{※1}により作成された書類のうち、対象建物が免震建築物であること(耐震等級割引の場合は耐震等級)を証明した書類(写)^{※2※3※4} 独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書(写)^{※3} ①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類(写)^{※5}および②「設計内容説明書」など"免震建築物であること"または"耐震等級"が確認できる書類(写)^{※4} <p>※1 登録住宅性能評価機関により作成される書類と同一の書類を登録住宅性能評価機関以外の者が作成し交付することを認める旨、行政機関により公表されている場合には、その者を含みます。「登録住宅性能評価機関」について、以下同様とします。 ※2 例えば以下の書類が対象となります。 ・品確法に基づく建設住宅性能評価書(写)または設計住宅性能評価書(写) ・耐震性能評価書(写)(耐震等級割引の場合に限ります。) ・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す「現金取得者向け新築対象住宅証明書」(写) ・長期優良住宅の認定申請の際に使用する品確法に基づく登録住宅性能評価機関が作成した「技術的審査適合証」(写) ・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるために必要な「住宅性能証明書」(写) ・品確法に基づく登録住宅性能評価機関が、マンション等の区分所有建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評価シート」等の名称の証明書類(写) など ※3 以下に該当する場合には、耐震等級割引(30%)が適用されます。 ・書類に記載された内容から、耐震等級が2または3であることが確認できるもの、耐震等級を1つに特定できない場合。ただし、登録住宅性能評価機関(「適合証明書」は適合証明検査機関または適合証明技術者)に対し対象建物の耐震等級の証明を受けるために届け出た書類(写)で耐震等級が1つに特定できる場合は、その耐震等級割引が適用されます。 ※4 以下に該当する場合には、耐震等級割引(新築は30%、増築・改築は10%)が適用されます。 ・「技術的審査適合証」において、「免震建築物であること」または「耐震等級」が確認できない場合 ・「認定通知書」など上記①の書類のみご提出いただいた場合 ※5 認定長期優良住宅であることが確認できる「住宅用家屋証明書」(写)および「認定長期優良住宅建築証明書」(写)を含みます。</p>
免震建築物割引	50%	住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく免震建築物である場合	<ul style="list-style-type: none"> 品確法に基づく登録住宅性能評価機関が、マンション等の区分所有建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評価シート」等の名称の証明書類(写) など <p>※3 以下に該当する場合には、耐震等級割引(30%)が適用されます。 ・書類に記載された内容から、耐震等級が2または3であることが確認できるもの、耐震等級を1つに特定できない場合。ただし、登録住宅性能評価機関(「適合証明書」は適合証明検査機関または適合証明技術者)に対し対象建物の耐震等級の証明を受けるために届け出た書類(写)で耐震等級が1つに特定できる場合は、その耐震等級割引が適用されます。 ※4 以下に該当する場合には、耐震等級割引(新築は30%、増築・改築は10%)が適用されます。 ・「技術的審査適合証」において、「免震建築物であること」または「耐震等級」が確認できない場合 ・「認定通知書」など上記①の書類のみご提出いただいた場合 ※5 認定長期優良住宅であることが確認できる「住宅用家屋証明書」(写)および「認定長期優良住宅建築証明書」(写)を含みます。</p>
耐震診断割引	10%	地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法(1981年(昭和56年)6月1日施行)における耐震基準を満たす場合	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断の結果により、国土交通省の定める基準(平成18年国土交通省告示第185号)に適合することを地方公共団体、建築士などが証明した書類(写) 耐震診断または耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書(写)(耐震基準適合証明書、住宅耐震改修証明書、地方税法施行規則附則に基づく証明書など)

(注)複数の割引を重複して適用することはできません。

重要事項説明書

保険申込書への署名または捺印は、この書面の受領印を兼ねています。

この書面では、リビングサポート保険に関する重要事項（「契約概要」・「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。なお、ご契約者と記名被保険者が異なる場合にはこの書面に記載の事項を記名被保険者の方にも必ずご説明ください。

- 契約概要** …… 保険商品の内容をご理解いただくための事項
- 注意喚起情報** …… ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項
-  …… このマークがついた項目等は「ご契約のしおり」に詳細が記載されておりますので、ご確認ください。

この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「ご契約のしおり」等でご確認ください。「ご契約のしおり」は、必要に応じて弊社ホームページ (<http://www.aiu.co.jp>) の『e 約款(ご契約のしおり・補償内容のご説明)』をご覧ください。取扱代理店または弊社までご請求ください。
*ご不明な点がございましたら、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

用語のご説明 「ご契約のしおり」の<主な保険用語のご説明>にも記載されておりますので、ご確認ください。

用語	ご説明
さ 再調達価額(新価)	損害が生じた地および時における保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。
し 時価額(時価) 住宅	損害が生じた地および時における保険の対象の価額で、再調達価額から使用による消耗分を差し引いて算出した金額をいいます。ただし、保険の対象が美術品等の場合は、市場流通価格をいいます。
	保険証券記載の住宅をいいます。
す 水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等をいいます。
せ 雪災	豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩 ^{なだれ} をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。
と 同居の親族 盗難 土砂崩れ	同一の家屋に居住する6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
ひ 美術品等 被保険者	崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。
	貴金属、宝玉および宝石ならびに書画 ^{とう} 、骨董、彫刻物その他の美術品をいいます。
ふ 風災	保険の補償を受ける方をいいます。
ほ 保険金 保険料	台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。
	補償の対象となる事故によって損害が生じた場合に、弊社がお支払いする金銭をいいます。
み 未婚	保険契約者が保険契約に基づいて弊社に払い込むべき金銭をいいます。
め 免責金額	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
り 臨時賃借・宿泊費用	保険契約者または被保険者の自己負担額です。自己負担額と表記される場合があります。
り 臨時に賃貸住宅を賃借または宿泊施設を利用したことで生じる費用をいいます。	

 の項目については、「ご契約のしおり」をご参照ください。

はじめに
リビングサポート保険の補償
リビングサポート保険の補償
+地震保険
ご契約にあたって
重要事項説明書
(契約概要・注意喚起情報)

1 契約締結前におけるご確認事項

(1) 商品の名称・仕組み

① 商品の名称 契約概要

リビングサポート保険

② 商品の仕組み 契約概要

この商品は、家財専用の保険となります。基本補償(家財・借戸室修理費用・賠償責任)と自動セットされる特約によって構成されております。

基本補償

家財補償

ア 火災、落雷、破裂・爆発



イ 風災・雹災・雪災



ウ 住宅外部からの物体の落下・飛来・衝突等



エ 給排水設備の事故等による水濡れ



オ 騒擾、労働争議に伴う暴力・破壊行為



カ 盗難



キ 通貨等の盗難



ク 水災



ケ 引越中の家財の事故



コ 不測かつ突発的な事故



事故時諸費用保険金 残存物取片づけ費用保険金 地震火災費用保険金 損害防止費用保険金

借戸室修理費用補償

賠償責任補償



自動セットされる特約



ドアロック交換費用補償特約

臨時賃借・宿泊費用補償特約



(2) 基本となる補償、保険の対象および保険金額の設定方法

① 基本となる補償(基本補償) 契約概要 注意喚起情報

基本となる補償(基本補償)を構成する事故の説明および保険金をお支払いしない主な場合は、次のとおりです。詳しくは普通保険約款・特約をご参照ください。

保険金をお支払いする事故の説明(家財補償)	保険金をお支払いしない主な場合(家財補償)
(ア) 火災、落雷、破裂・爆発	<(ア)～(コ)の事故に共通> ● 保険契約者や被保険者等の故意、重大な過失または法令違反による損害 ● 保険契約者や被保険者が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触による損害 ● 保険の対象の置き忘れや紛失による損害 ● 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱等の損害
(イ) 風災、雹災、雪災	
(ウ) 住宅外部からの物体の落下・飛来・衝突等	

の項目については、「ご契約のしおり」をご参照ください。

保険金をお支払いする事故の説明(家財補償)		保険金をお支払いしない主な場合(家財補償)
(工) 給排水設備の事故等による水濡れ	・給排水設備に生じた事故 ・被保険者以外の者が占有する戸室での事故これらのいずれかによって生じた漏水等による水濡れをいいます。	<p><(ア)～(コ)の事故に共通></p> <ul style="list-style-type: none"> ●ねずみ食い、虫食い等による損害 ●保険の対象の欠陥による損害 ●保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損で、保険の対象ごとにそれが有する機能の喪失または低下を伴わない損傷による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害等 <p><上記のほか、(ケ)および(コ)の事故の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ●不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない電氣的、機械的な事故によって生じた損害 ●詐欺、横領によって生じた損害 ●電球、ブラウン管等の管球類のみに生じた損害 ●風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みまたはこれらのものの混入で生じた損害 ●携帯電話・ノートパソコン等の携帯式電子事務機器、眼鏡・コンタクトレンズ、ラジコン模型、スキー・スノーボード等に生じた損害等
(オ) 騒擾、労働争議に伴う暴力・破壊行為	騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力・破壊行為をいいます。	
(カ) 盗難	盗難によって生じた盗取、損傷または汚損をいいます。	
(キ) 通貨等の盗難	住宅内の生活用の通貨や乗車券等、預貯金証書の盗難により損害が発生した場合をいいます。	
(ク) 水災	水災によって、再調達価額の30%以上の損害が発生または床上浸水もしくは地盤面より45cm超の浸水による損害が発生した場合をいいます。	
(ケ) 引越中の家財の事故	住宅内の家財を転居先へ運送中に(ア)～(カ)または(コ)の事故(日本国内)が発生することをいいます。	
(コ) 不測かつ突発的な事故	(ア)～(ク)以外の不測かつ突発的な事故(給排水設備に生じた損害を含みます。)をいいます。	
保険金をお支払いする事故の説明(借戸室修理費用補償)		保険金をお支払いしない主な場合(借戸室修理費用補償)
(キ)および(ケ)以外の事故で借戸室に損害が発生し、賃貸借契約に基づいてまたは緊急的に被保険者の費用で実際に修理した場合をいいます。		●借戸室の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質など等
保険金をお支払いする事故の説明(賠償責任補償)		保険金をお支払いしない主な場合(賠償責任補償)
<p>【借家人賠償保険】 借戸室が、火災・破裂・爆発、盗難、給排水設備の事故による漏水等で損害が生じた場合に、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときをいいます。</p> <p>【個人賠償保険】 日本国内で、住宅の所有・使用・管理または日常生活に起因する偶然な事故により、他人の身体の障害や財物の損壊を生じさせたことに対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合をいいます。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ●借戸室の改築、増築、取り壊し等の工事 ●被保険者の業務による損害賠償責任 ●借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊による損害賠償責任等

②お支払いする損害保険金の額 **契約概要** **注意喚起情報** 

ご契約の補償の対象となる事故により、保険の対象に生じた損害に対して、損害保険金を支払います。

保険の対象	お支払いする損害保険金の額
家財	損害保険金＝損害の額(修理費)－免責金額
借戸室修理費用補償	<ul style="list-style-type: none"> * 損害保険金は、1回の事故につき家財の保険金額が限度となります。 * 美術品等で1個または1組ごとの損害の額が30万円を超えるときは、1個または1組ごとに30万円を損害の額とします。 * 生活用の通貨は20万円、預貯金証書は1世帯200万円、乗車券等は5万円が1回の事故の限度額となります。 * 引越中の家財は、1回の事故につき100万円が限度となります。
賠償責任補償	損害保険金＝法律上の損害賠償責任の額 * 損害賠償金を支払ったことで代位取得するものがある場合は、その価額を差し引きます。

* 損害の額の算出については、普通保険約款・特約をご参照ください。また、免責金額は保険証券の免責金額欄をお確かめください。(記載がない場合は適用しません。)

* 上記以外に、事故によって発生する費用を保険金としてお支払いする場合があります。また、上記以外に特約や事故の種類によって支払限度額や免責金額が異なる場合があります。詳しくは普通保険約款・特約をご確認ください。

③主な特約の概要 **契約概要**

自動セットされる特約は次のとおりです。特約の詳細および記載のない特約については、普通保険約款・特約をご参照ください。

ドアロック交換費用補償特約	住宅のドアのかぎが日本国内で盗難された場合に、被保険者が負担したドアロックの交換に必要な費用について、1回の事故につき3万円を限度にお支払いする特約です。
臨時賃借・宿泊費用補償特約	家財補償(ア)～(カ)および(ク)、(コ)の事故で、家財が損害を受け、家財が全損または家財を収容する住宅が半損以上となったことによって生じる臨時賃借・宿泊費用を1か月10万円かつ6か月を限度にお支払いする特約です。

の項目については、「ご契約のしおり」をご参照ください。

④ 保険の対象 (基本補償) 契約概要

保険の対象 (基本補償) は、住宅に収容される「家財^(注)」です。

(注) 次のものは、保険の対象とすることはできません。

- ア. 自動車 (自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。)
- イ. 通貨、有価証券、預貯金証書、乗車券、切手、印紙等その他これらに類するもの
(通貨、預貯金証書、乗車券等、切手、印紙等は住宅内で盗難された場合、補償します。)
- ウ. 動・植物
- エ. 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの

⑤ 保険金額の設定 (家財) 契約概要

家財の保険金額は、再調達価額に合せて千円単位でご契約ください。再調達価額を超えて保険金額を設定されても、保険金のお支払いは再調達価額が限度となります。再調達価額の算出は、所有されている家財の総額からお見積りください。なお、世帯主の年齢と専有延床面積から簡易的に下表を使って算出することもできます。

参考: [平均的な家財の再調達価額の例] (単位: 万円)

専有延床面積 世帯主年齢	40㎡以上 50㎡未満	50㎡以上 60㎡未満	60㎡以上 70㎡未満	70㎡以上 80㎡未満	80㎡以上 90㎡未満	90㎡以上 100㎡未満	100㎡以上 110㎡未満	110㎡以上 120㎡未満	120㎡以上 130㎡未満	独身世帯
29才以下	523	602	683	696	709	722	734	745	757	300
30才～34才	683	782	883	896	909	922	934	945	957	
35才～39才	931	1,061	1,193	1,206	1,219	1,232	1,244	1,255	1,267	
40才～44才	1,115	1,268	1,423	1,436	1,449	1,462	1,474	1,485	1,497	
45才～49才	1,259	1,430	1,603	1,616	1,629	1,642	1,654	1,665	1,677	
50才以上	1,331	1,511	1,693	1,706	1,719	1,732	1,744	1,755	1,767	

※上表には、美術品等で1個または1組の価額が30万円を超えるものは含まれていません。別途、時価で評価します。

⑥ 保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

保険期間は、1年から5年までの整数年で設定できます。詳しくは、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。また、実際に契約する保険期間や補償の開始時期については、保険申込書をご確認ください。

保険期間	1年から5年までの整数年で設定できます。(1年未満は不可)
補償の開始	保険期間の開始日の午後4時* ※保険申込書に異なる時刻が記載されている場合は、その時刻
補償の終了	保険期間の終了日の午後4時

(3) 保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料は保険金額・保険期間などで決定され、住宅の所在地・構造には関係なく全国同一の保険料率を適用しております。なお、構造級別による保険料の変動はありませんが住宅の構造をご確認いただいております。実際に払い込む保険料については保険申込書をご確認ください。

M マンション構造	T 耐火構造	H 非耐火構造
柱がコンクリート造、れんが造、石造の共同住宅 (アパート・マンション等) または耐火建築物、耐火構造建築物の共同住宅	鉄骨造、建築基準法の準耐火建築物、特定避難時間倒壊等防止建築物、非共同住宅の耐火建築物または耐火構造建築物 など	マンション構造、耐火構造に該当しない建築物 (木骨造など)

② 保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

リビングサポート保険の保険料払込方法は次のいずれかによる一時払のみとなります。詳しくは、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

口座振替方式	ご指定の金融機関口座からの振替による払込み
集金・振込方式	取扱代理店による集金、銀行・信金等への振込みによる払込み
コンビニ払方式	専用申込書を使用したコンビニエンスストアでの払込み

③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

保険料は払込期日までに払い込みください。次に掲げる払込猶予期間内に保険料の払込みがない場合、事故が発生しても、保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除する場合があります。

主な払込方法	一時払 (一括払)	(注) ご契約時に保険料を払い込む (保険料の払込猶予がない) 方法の場合、保険期間が始まった後でも、保険期間の開始日から保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては、保険金をお支払いしません。
口座振替方式	払込期日の翌月末まで	
集金・振込方式	—	
コンビニ払方式	—	

の項目については、「ご契約のしおり」をご参照ください。

(4) 地震保険の取扱い

①商品の仕組み

契約概要

注意喚起情報

地震保険は、リビングサポート保険(以下ここでは「主契約」といいます。)とあわせてご契約ください。(主契約の保険期間の中途から地震保険をご契約いただくこともできます。)地震保険を単独で契約することはできません。地震保険のご契約を希望されない場合には、リビングサポート保険申込書の「地震保険ご確認印」欄にご署名またはご捺印ください。

②補償内容

地震もしくは噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって保険の対象である家財に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。損害の程度である「全損」「大半損」「小半損」または「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」にしたがいます。

損害の程度	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
全 損	家財の損害の額が 家財の時価の80%以上	地震保険のご契約金額の100% (時価が限度)
大半損	家財の損害の額が 家財の時価の60%以上80%未満	地震保険のご契約金額の60% (時価の60%が限度)
小半損	家財の損害の額が 家財の時価の30%以上60%未満	地震保険のご契約金額の30% (時価の30%が限度)
一部損	家財の損害の額が 家財の時価の10%以上30%未満	地震保険のご契約金額の5% (時価の5%が限度)

※ 1回の地震等^(注)による損害保険会社全社の支払保険金総額が11兆3,000億円を超える場合、お支払いする保険金は、算出された支払保険金総額に対する11兆3,000億円の割合によって削減されることがあります。(2016年8月現在)

(注) 72時間以内に生じた2以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。

③保険金をお支払いしない主な場合

契約概要

注意喚起情報

- ▼保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害
- ▼地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後生じた損害
- ▼損害の程度が一部損に至らない損害 等

④保険期間

契約概要

主契約の保険期間とあわせてご契約いただきます。

⑤引受条件(保険の対象)

契約概要

地震保険の対象は、住宅に収容される「家財」です。

▼次のものは地震保険の対象に含まれません。

通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、自動車、1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董、彫刻物その他の美術品、稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの、商品、営業用什器・備品その他これらに類するもの など

- 地震保険の保険金額は、主契約の保険金額の30%~50%の範囲で設定してください。ただし、**1,000万円が限度額**となります。
- 地震保険の保険料は、保険金額のほかに建物の所在地・構造等により異なります。また、所定の確認資料のご提出により、建築年割引、免震・耐震性能に応じた耐震等級割引・免震建築物割引・耐震診断割引を適用できる場合があります。実際に契約する保険料については、保険申込書の保険料欄でご確認ください。

※大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された場合は、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間は、東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する家財について、地震保険の新規契約または地震保険金額の増額契約はお引き受けできませんのでご注意ください。

(5) 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

の項目については、「ご契約のしおり」をご参照ください。

はじめに

リビングサポート保険の補償

リビングサポート保険の補償
+地震保険

ご契約にあたって

重要事項説明書
(契約概要・注意喚起情報)

2 契約締結時におけるご注意事項

(1) 告知義務 (保険申込書の記載上のご注意事項) 注意喚起情報

保険契約者・被保険者には告知義務があり、取扱代理店には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

告知事項とは、危険に関する重要な事項として弊社が告知を求めるもので、保険申込書に記載された内容のうち、黒地白抜き文字の告知事項各欄または☆が付いている項目のことです。この項目が事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ①家財を収容する建物の情報 : 所在地、構造・用法、面積
- ②他の保険契約等に関する情報 : 家財を保険の対象とする他の保険契約または共済契約に関する情報 など

(2) クーリングオフ 注意喚起情報

- 保険期間が1年を超える契約(長期契約)については、契約の申込み後であっても、申込みの撤回または契約の解除(以下、「クーリングオフ」といいます。)を行うことができます。クーリングオフは、右図のような書面でお申し出ください。お申し出いただける期間は、ご契約のお申込日または本書面の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内です。この期間内に、弊社「クーリングオフ窓口」宛、必ず郵送してください。(8日以内の消印有効)。ただし、以下のご契約は、クーリングオフできませんのでご注意ください。

- ・保険期間が1年以内のご契約(「自動継続特約」をセットしたご契約を含みます。)
- ・営業または事業のためのご契約
- ・法人または社団・財団等によるご契約
- ・金銭消費貸借契約その他の債務の履行を担保するためのご契約(保険金請求権に質権が設定されたご契約等)
- ・第三者の担保に供されているご契約
- ・賃貸借契約等により債務の履行を担保するために保険契約の付保を義務付けられている火災保険契約
- ・通信販売特約により申し込まれたご契約

- クーリングオフの場合には、既に払い込みいただいた保険料は速やかにお返しいたします。また、取扱代理店および弊社はクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。ただし、クーリングオフ対象期間における保険金の支払責任を保険会社が負っていることから、保険期間の開始日(この開始日以降に保険料が払い込まれたときは、弊社が保険料を受領した日)から解除日までの期間に相当する保険料を日割で払い込んでいただくことがあります。

- 既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申出の場合は、そのお申出の効力は生じないものとします。

- 取扱代理店では、クーリングオフのお申出を受け付けることはできません。

<記入例>

 130-8560 A・I・U 保険会社 「クーリングオフ窓口」行	東京都墨田区錦糸 1-2-4
下記の保険契約を クーリングオフします。	
・申込人住所	
・氏名 	
・電話 自宅 勤務先	
・ご契約申込年月日	
・申し込まれた保険の内容	
・保険種類	
・証券番号または領収証番号	
・ご契約を申し込まれた代理店名	

3 契約締結後におけるご注意事項

(1) 通知義務等 注意喚起情報

ご契約後、次の事実が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または弊社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

- ①家財を収容する建物の構造、用法を変更した場合
- ②家財の収容場所を移転した場合

通知事項に掲げる事実に変更が発生し、次のいずれかに該当する場合には、お引受けを継続することができないため、ご契約を解除することがありますので、ご注意ください。この場合において、弊社の取り扱う他の商品でお引受けできるときは、ご契約を解約した後、新たにご契約いただくことができますが、この商品と補償内容が異なる場合があります。

- ①家財の所在地が日本国外となった場合
- ②居住用の住居として使用されなくなった場合などリビングサポート保険でお引受けできない用途に変更された場合

ご契約後、次の事実が発生する場合は契約内容の変更等が必要となります。遅滞なく取扱代理店または弊社にご通知ください。

- ①ご契約者の住所または通知先を変更した場合
- ②家財を譲渡する場合

★【住居移転時の自動補償】

リビングサポート保険は、引越で保険の対象である家財すべてを他の場所に移転する場合、移転日(住民票の転出日)の翌日から30日以内に書面で弊社に通知を行い、弊社がこれを承認することで移転日から承認日までの間、新たな転入地を家財の所在地とみなして補償します。

の項目については、「ご契約のしおり」をご参照ください。

(2) 解約返戻金

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、取扱代理店または弊社に速やかにお申し出ください。

- ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返戻金として返還します。
- 解約の条件によって、解約日から保険期間の終了日までの期間に応じて解約返戻金を返還します。ただし、解約返戻金は原則として、未経過期間分よりも少なくなります。
- 保険期間の開始日から解約日までの期間に応じて払い込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。弊社からの追加請求にもかかわらず、その払込みがない場合はご契約を解除することがあります。

その他ご留意いただきたいこと

【1】取扱代理店の権限

注意喚起情報

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。

【2】保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、弊社も加入しております。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。補償対象となる場合には保険金や解約返戻金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。なお、居住用建物またはこれに収容される家財を保険の対象とする地震保険の保険金や解約返戻金は100%補償されます。

【3】補償の重複について

注意喚起情報

個人賠償責任補償、借家人賠償責任補償が既にご加入の別の保険契約にセットされている場合には、補償が重複することがあります。既にご加入の別の保険契約の補償内容をご確認いただき、ご不明な点がございましたら、取扱代理店もしくは弊社までお問い合わせください。

【4】個人情報の取扱いについて

注意喚起情報

(1) 個人情報の利用目的

- 弊社は、このご契約に関する個人情報を以下の目的のため利用します。
- ①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
 - ②関連会社・提携会社を含む各種商品やサービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
 - ③弊社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
 - ④その他保険に関連・付随する業務

(2) 個人情報の提供

あらかじめご本人が同意されている場合のほか、次の場合にご本人の個人情報を外部に提供することがあります。

- ①利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部（弊社代理店を含みます。）へ委託する場合
- ②再保険（再々保険以降の出再を含みます。）のため、再保険を取り扱う他の会社に提供する場合
- ③ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する制度に登録するなど、保険制度の健全な運営に必要と考えられる場合
- ④事故発生の際、この保険契約および保険金請求に関する事項について損害保険会社など間で確認する場合（同一の損害または費用に対して他の保険契約などがあり、損害保険会社などに求償するために確認する場合を含みます。）
- ⑤保険金のお支払いのために必要な範囲において、保険事故の関係者（当事者、医療機関、修理業者など）に提供する場合
- ⑥その他法令に根拠がある場合

(3) 個人情報の取扱いに関するお問合せ先

AIUお問合せ窓口：電話0120-336-112（通話料無料）
（受付時間：土・日・祝日・年末年始を除く 午前9時～午後5時）
弊社の個人情報の取扱い（プライバシーポリシー）の詳細は、弊社ホームページをご覧ください。（URL: <http://www.aiu.co.jp>）

■事故が起こった場合

保険金の請求を行うときは、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか、「ご契約のしおり」の「保険金のご請求時にご提出いただく書類」に記載の書類等をご提出いただく場合があります。

■以下の事項については、「ご契約のしおり」をご参照ください。

重大な事由による解除について、構造区分について

●お問合せ先

1. 保険に関するお問合せ・ご相談・苦情

この重要事項説明書または保険証券記載の取扱代理店もしくは弊社営業部支店の電話番号までご連絡ください。また、本店へお電話いただく際は右記までご連絡ください。

AIU保険会社 本店

電話 0120-75-7151（通話料無料）
（受付時間：午前9時～午後5時 土・日・祝日・年末年始を除く）

2. 事故のご報告

この重要事項説明書または保険証券記載の取扱代理店もしくは右記の事故受付センターまでご連絡ください。
（事故以外のお問合せは上記1.の各連絡先まで）

AIU受付専用ダイヤル（受付時間24時間365日）

電話 0120-01-9016（通話料無料）

3. 弊社の契約する指定紛争解決機関

注意喚起情報

弊社との間で問題を解決できない場合には、法律に定められた指定紛争解決機関である一般社団法人保険オンブズマンに解決の申立てをおこなうことができます。詳細は右記アドレスからホームページをご覧ください。

保険オンブズマン (<http://www.hoken-ombs.or.jp>)

電話 03-5425-7963
（受付時間：午前9時～午前12時 午後1時～午後5時土・日・祝日・年末年始を除く）

IP電話の場合、IP電話の設定により通話料無料の電話番号がご利用になれない場合があります。

の項目については、「ご契約のしおり」をご参照ください。

はじめに

リビングサポート保険の補償

リビングサポート保険の補償
+ 地震保険

ご契約にあたって

重要事項説明書
（契約概要・注意喚起情報）

- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。
また、ご契約に際しましては、事前に、重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)を必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約の締結の代理権を有しています。

引受保険会社

AIU損害保険株式会社

〒130-8560 東京都墨田区錦糸 1-2-4 アルカウエスト

<http://www.aiu.co.jp>

お問合せ先: TEL 03-3216-6611

午前 9 時～午後 5 時 (土・日・祝日・年末年始を除く)

お問合せ・お申込みは